

# 仕 様 書

本仕様書は、双葉地方広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が発注する南部衛生センターリサイクルプラザ施設機能回復工事に適用する。

## 1. 目 的

本工事は、南部衛生センターリサイクルプラザの機器が原子力災害の避難により施設停止期間が長期化したために損傷等を受けた対象機器について、施設再開に向け修繕を行いリサイクルプラザの機能回復を図るものである。

## 2. 工 事 名

リサイクルプラザ施設機能回復工事

## 3. 工 事 場 所

福島県双葉郡楡葉町大字上繁岡字山神160-2 南部衛生センター内

## 4. 工 事 期 間

契約の日から令和3年12月28日

## 5. 工 事 内 容

(1) プラスチック製容器包装処理ライン回復修繕

(2) ペットボトル処理ライン回復修繕

※箇所については、別紙図面のとおり

## 6. 一 般

### (1) 適 用 範 囲

本仕様書は、工事の基本内容を定めたものであり、本仕様書に明記されていない事項でも組合と協議のうえ、受託者の責任において処理するものである。

### (2) 疑 義

設計書及び仕様書の内容に相違や明記のない場合、また疑義を生じた場合は監督員及び組合と協議のうえ、指示に従うものとする。

### (3) 業 務 履 行

履行に先立ち、組合及び監督員と十分打ち合わせを行い、施工方法・仮設物・機械器具設備・材料置場・廃材置場等を確認のうえ、監督員の指示に従うものとする。

### (4) 事前打ち合わせ

業務施工に先立ち工程表を作成する。工程表の作成にあたっては監督員と十分打ち合わせを行い決定するものとする。

### (5) 関係法規の遵守

労働安全衛生法・労働基準法・消防法等関係法規を遵守するものとする。特に、労働安全衛生法と公害防止管理には十分注意するものとする。

工事期間内の履行中に事故が生じた場合は、組合に事故の顛末を報告するとともに、全責任

を受託者が負うものとする。

(6) 使用材料

使用する部品等はすべて新品とし、原則として日本工業規格品又は当該機器のメーカー指定部品を用いるものとする。

(7) 性能の維持

工事後、性能の維持を確認するため、監督員の立会いにより性能確認を行うものとする。

(8) 電気水道の使用

本工事を実施するにあたり、南部衛生センター内で使用する水道水及び電力に限り、施設の改造等を伴わない範囲且つ、施設の運転等に支障の無い範囲において、当組合で負担するものとする。

(9) 試運転及び指導

①工事完了後、試運転を行うものとする。

②試運転は監督員の立会いのもとに行うものとする。

③工事の完了した設備等については、監督員等に十分説明を行い、施設運転管理上必要と思われることについては、運転指導を行うものとする。

(10) 損害補償

作業履行中、受託者の責任による損害を生じた場合は、受託者が完全修復するものとする。

(11) 保証期間

工事の保証期間は、引渡後1年以内とする。

(12) 工事検査

各設備の検査等は監督員立会いのもとで行う。ただし、組合が特に認めた場合には、受託者が提示する検査成績書をもってこれに変えることができる。

(13) 引渡し

工事完了後試運転を行い、正常な機能が確認された時点で引渡しを行う。

(14) 報告書

業務履行中の写真は、施工前・施工中・材料検査時・完了順に整理し監督員立会いのもとに、交換する部品・規格数量及び作業工程が確認できるように撮影する。

また、報告書はできるかぎり速やかに提出するものとする。

(15) その他

本仕様書は、工事に関わる基本的内容について定めるものであり、本仕様書及び仕様内訳書に明記されていない次項であっても工事の性格上、当然必要と思われるものについては、仕様書等への記載の有無にかかわらず、受託者の責任において完備しなければならない。